

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター

### 「災害共済給付」への加入について

日頃から、独立行政法人日本スポーツ振興センターの業務についてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。保護者負担はありませんので、在校生全員に加入いただきます。

#### 記

#### 1 掛 金（保護者負担分）

無し

#### 2 給付対象・給付額

(令和5年4月現在)

災 害	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
けがや病気の場 合	初診から治ゆまでの ● 診療報酬点数で 500 点以上 ● 医療費総額で 5,000 円以上（病院で支払う額が 1,500 円以上）  のものが対象となります。	医療費 医療費総額の 4/10（次の①と②の合計*）  ① 医療費分として医療費総額の 3/10 相当 ② 見舞金分として医療費総額の 1/10 相当 高額療養費の対象となる場合は、医療費総額ではなく自己負担額で計算されます。 *子ども医療助成などの医療費助成制度を利用した場合、医療費は津島市が負担することになるため、①分は市へ返還となり給付額は②分のみとなります。返還の手続きは、保護者の方の同意を得た上で市が行うので負担は発生しません。
障害が残った場 合	けがや病気が治った後に残った身体の障害で、その程度で 1 級～14 級に区分されます。	障害見舞金 4,000 万円(1 級) ～ 88 万円(14 級) (通学中は、その半分)
死亡した場 合	事故や病気による死亡	死亡見舞金 3,000 万円（通学中は半額）
	突 然 死 運動などの行為に起因する場合	3,000 万円（通学中は半額）
	運動などの行為と関連のない場合	1,500 万円（通学中も同額）

#### 3 給付対象となる学校の管理下の範囲

学校の教育活動中【授業(遠足・修学旅行中など校外活動を含む)、部活動中など】、休憩時間中、通学中（通常の経路及び方法による通学）を含みます。

#### 4 その他

- ・災害共済給付を受ける際には、お支払された医療費の確認のため、領収証の写しの提出が必要となる場合があります。
- ・給付金は、保護者の金融機関口座に振り込みます。振込先の指定方法は、災害共済給付を受ける際にご案内します。